

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和8年 10月1日	● 栄養機能食品 ほか	● 「栄養機能食品に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、①栄養成分の下限値・上限値、②栄養成分の機能の文言及び③摂取をする上での注意事項を改正。	● 令和8年10月1日施行 経過措置： 令和12年3月31日まで	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201261001_05.pdf
令和8年 4月1日	● 個別品目ごとの表示 ● 食物アレルギー表示 ほか	● 「個別品目ごとの表示ルール」について、「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における検討の結果（令和7年1月以降に議論された項目）を踏まえた所要の改正。 ● 医療機関等の専門家の意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「カシューナッツ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行。	● 令和8年4月1日施行 経過措置： 令和12年3月31日まで ● 令和8年4月1日施行 経過措置： 令和10年3月31日まで	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201260401_07.pdf
令和7年 10月1日	● 機能性表示食品	● 表示禁止事項である機能性関与成分以外の成分を強調する用語のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、一般的な食品と同様に容器包装上への表示を可能とするよう改正。	● 令和7年10月1日施行	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms205251001_04.pdf

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和7年 3月28日	- 食品添加物に係る表示 - 栄養成分表示 - 個別品目ごとの表示	- 令和2年3月に公表された「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」等を踏まえ、一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除。 ①「日本人の食事摂取基準（2025年版）」策定検討会報告書（厚生労働省）を踏まえた栄養素等表示基準値等の改正、②推奨表示事項である「食物繊維」の許容差の範囲の改正及び0と表示することができる量の規定の追加並びに③ビタミンB群の測定及び算出の方法の追加。 - 食品表示基準が策定されてから本格的な見直しを行っていなかった「個別品目ごとの表示ルール」について、「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における検討の結果（令和6年11月末までに議論された品目）を踏まえた所要の改正。	- 令和7年3月28日施行 経過措置： 令和12年3月31日まで - 令和7年3月28日施行 経過措置： ①令和10年3月31日まで - 令和7年3月28日施行 （ただし、調理冷凍食品に関する規定は、令和8年4月1日施行） 経過措置： 令和12年3月31日まで	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201250328_1012.pdf

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和6年 8月23日	● 機能性表示食品	● 紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応（令和6年5月31日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合取りまとめ）を踏まえ、以下を改正。 ① 届出者の遵守事項として、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報を得た場合には、速やかに都道府県知事等に提供するとともに、消費者庁長官に提供すること等を規定。 ② 届出日以降の科学的知見の充実により機能性関与成分について特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが適切でないと消費者庁長官が認めた食品は、機能性表示食品の要件を満たさないことを規定。 ③ 届出者の遵守事項として、錠剤、カプセル剤等食品についてはGMPに基づく製造管理を規定。 ④ 「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」、また、摂取する上での注意事項として、医薬品等との相互作用や過剰摂取防止のための注意喚起を具体的に記載する等、表示の方法や表示位置などの方式等を見直し。 ⑤ 届出者の遵守事項として、届出者は、遵守事項を遵守していることを届出後一年ごとに自己評価し、その結果を毎年消費者庁長官に報告することを規定。 ⑥ ア) 当該食品に関する表示の内容、イ) 食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、ウ) 安全性及び機能性の根拠に関する情報、エ) 生産・製造及び品質の管理に関する情報、オ) 健康被害の情報収集体制及び カ) その他必要な事項について、届け出られるべき情報として具体的に規定するほか、様式等については内閣府告示で定めることを規定。 ⑦ 届出実績がない新規の機能性関与成分について、届出資料の確認に特に時間を要すると消費者庁長官が認める場合には、販売前の届出資料の提出期限について、原則 60 営業日を特例として 120 営業日とすることを規定。	①・②、⑥の才 令和6年9月1日施行 ③・④ 令和6年9月1日施行 経過措置： 令和8年8月31日まで ⑤～⑦（⑥の才を除く） 令和7年4月1日施行	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_240823_11.pdf

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和5年 3月9日	- 食物アレルギー表示 - 遺伝子組換え表示 ほか	- 医療機関等の専門家の意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行。 - エイコサペンタエン酸（EPA）及びドコサヘキサエン酸（DHA）産生の形質を有したなたね（以下「EPA及びDHA産生なたね」という。）が厚生労働省による安全性審査を経て国内流通することが見込まれることから、「特定遺伝子組換え」に係る表示義務の対象として、当該形質と対象となる加工食品を規定するほか、対象農産物として「なたね」を追加。	- 令和5年3月9日施行 経過措置： 令和7年3月31日まで - 令和5年3月9日施行	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_230309_05.pdf
令和4年 3月30日	- 栄養成分表示の分析方法 - 遺伝子組換え表示 ほか	「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」が改訂され、新たな分析方法が採用されたこと等から、栄養成分表示等に係る分析方法を整理。 - 遺伝子組換えからしなについて、厚生労働省による安全性審査を経て、新たに遺伝子組換えからしな由来の食品の国内流通が可能になると見込まれることから、遺伝子組換え表示の義務付けの対象農産物に「からしな」を追加。 - 高オレイン酸の形質を有する大豆について、従来育種により生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が「特定遺伝子組換え農産物」に該当しなくなったことから、特定遺伝子組換え農産物の形質から「高オレイン酸」を削除。	令和4年3月30日施行	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220330_07.pdf

※他法令の改正に伴う条ずれ等の形式的な改正は含まない。

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和3年 3月17日	● 玄米及び精米に係る表示	● 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、 ① 農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件とすることにより、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、 ② 農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、 ③ 生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を、一括表示枠内に表示できるよう改正。	● 令和3年7月1日施行	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms101_210317_06.pdf
令和2年 7月16日	● 食品添加物に係る表示 ● 原料ふぐの種類に係る表示 ● 特色のある原材料等に係る表示 ほか	● 「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名（甘味料、着色料及び保存料）及び一括名（香料）について、「人工」及び「合成」の用語を削除。 ● ふぐの種類について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に基づく通知「ふぐの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）が改正されたため、ふぐの種類の標準和名のリストから「しろあみふぐ」を削除。 ● 有機畜産物について、日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）の改正により、有機畜産物等が指定農林物資として表示規制の対象となったことを踏まえ、該当する告示を引用するよう改正。	● 令和2年7月16日施行 経過措置： 令和4年3月31日まで ● 令和2年7月16日施行 ● 令和2年7月16日施行	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_24.pdf

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和2年 3月27日	- 指定成分等含有食品に係る表示 - 生水牛乳表示 - 農産物漬物の内容量表示 - 精米年月日表示 ほか	- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正による指定成分等含有食品（特別の注意を必要とする成分等を含む食品）に係る健康被害情報の届出制度の創設に伴い、「指定成分等含有食品である旨」、「指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨」等の表示を義務付け。 - 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正により、乳の範囲に「生水牛乳」が追加されたことから、乳の範囲に「生水牛乳」を追加するよう改正。 - 計量法（平成4年法律第51号）における農産物漬物の計量方法について、商品の実態を反映した見直しが行われたことを踏まえ、農産物漬物について、計量法の計量方法に基づき内容量を表示するよう改正。 - 古い「精米年月日」表示の商品が売れ残ること等により生じる食品ロスの問題や物流上の問題に対応するため、「精米年月日」表示を「年月日」だけでなく、「年月旬」でも表示できるよう改正。	- 令和2年6月1日施行 - 令和2年6月1日施行 - 令和2年3月27日施行 - 令和2年3月27日施行 経過措置： 令和4年3月31日まで	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_pdf/cms101_200327_07.pdf
平成31年 4月25日	遺伝子組換え表示	- 遺伝子組換えに関する任意表示制度について、大豆及びとうもろこしについては、分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、「遺伝子組換えでない」旨の表示を可能としていたが、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、 - 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実上即した表示を行えることとし、 - さらに、遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合のみ「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするよう改正。	令和5年4月1日施行 経過措置： 令和5年3月31日までに改正前の食品表示基準により表示した食品については同年4月1日以降も販売可	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190425_0006.pdf

これまでの食品表示基準の改正概要について※

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
平成30年 9月21日	- 無菌充填豆腐に係る表示 - ボロニアソーセージ（Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）の一般的な名称に係る表示　ほか	- 従来の冷蔵保存の豆腐とは別に、常温保存可能な無菌充填豆腐の流通が可能となったことから、無菌充填豆腐に対し、「常温保存可能品」の表示を義務付け。 - 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）により保護対象とされている「Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）」について、ボロニアソーセージと名称表示ができるよう改正。	平成30年9月21日施行	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180927_0001.pdf
平成29年 9月1日	加工食品の原料原産地表示	「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示を義務付け。原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料が義務表示の対象。	平成29年9月1日施行 経過措置： 令和4年3月31日まで	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180927_0002.pdf